小規模事業者持続化補助金＜一般型＞
申請システム操作手引き

事業効果および賃金引上げ等状況報告

2025年10月

事業効果および賃金引上げ等状況報告方法（1/5）

申請画面 | 情報の入力 | 最終確認

➢ 報告内容確認画面への遷移（マイページ）

マイページを開きます。

① マイページにログイン後、実績報告の**「実績報告を参照する」**を押下してください。

事業効果および賃金引上げ等状況報告方法（2/5）

申請画面 | 情報の入力 | 最終確認

➢ 事業効果および賃金引上げ等状況報告画面への遷移（マイページ）

提出期間前は、当該箇所は表示されません。

① 報告内容確認画面が開かれます。事業効果および賃金引上げ等状況報告の**「申請する」**を押下してください。

事業効果および賃金引上げ等状況報告方法（3/5）

➢ 入力画面（1/3）

事業効果および賃金引上げ等状況報告の情報を入力します。

① カレンダーマーク（ ）を押下し、申請日を選択してください。

② 「補助事業終了後の進捗・展開状況」を入力してください。
※入力欄右下のアイコン（ ）を下にドラッグすると入力欄を広げることができます。
（以下同様です）

③ 「補助事業終了後1年間の事業成果（概要）」を入力してください。

補助事業が終了した後、どのように販路開拓の取り組みを継続しているか、または展開したかについて入力してください。

補助事業を実施したことにより、実績報告時から本報告までの１年間でどのような成果や効果があったか、概要を入力してください。

事業効果および賃金引上げ等状況報告方法（4/5）

➢ 入力画面（2/3）

補助事業がもたらした効果等（売上）

売上高、売上総利益（単位：円） 必須

	申請前	補助事業終了後	増減額
売上高	26,900,000	① 30,000,000	3,100,000
売上総利益	20,400,000	② 22,640,000	2,240,000

※「補助事業終了後」には、上記2.の【事業効果等状況報告期間（１年間）】の金額をご記入ください。

補助事業がもたらした効果等(事業場内最低賃金)

事業場内最低賃金(単位:円) 必須

	実績報告書提出時の直近1か月時点	事業効果等状況報告期間の最終月時点
地域別最低賃金	1113	③ 1,163
事業場内最低賃金	1200	1,250
上乗せ額		87

※本報告書後提出の際に、併せて証拠書類(賃金台帳の写し等)のご提出を求めることがあります。

補助事業がもたらした効果等(常時使用する従業員の数)

常時使用する従業員の数

常時使用する従業員の数(実績報告書提出時の直近1か月時点) 必須

6 ④

常時使用する従業員の数(事業効果等状況報告期間の最終月) 必須

6 ⑤

常時使用する従業員の数(増減数)

0

主たる業種 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)

業種(日本標準産業分類) G 情報通信業

※本報告書ご提出の際に、併せて証拠書類(労働者名簿の写し等)のご提出を求めることがあります。

賃金引上げ枠・賃上げ加点・卒業枠以外の方は、①・②で終了です。

① 事業効果等状況報告期間の売上高を入力してください。
※2024/9/30に事業終了した場合は、2024/10から1年間の売上

② 事業効果等状況報告期間の売上総利益を入力してください。
※2024/9/30に事業終了した場合は、2024/10から1年間の売上総利益

以下は、該当する方のみ画面が表示されます

【「賃金引上げ枠」もしくは「賃上げ加点」で補助金交付を受けた場合 】

③ 事業効果等状況報告期間の最終月時点での事業場内最低賃金を入力してください。
※最低賃金の算出方法は、公募要領 別紙「参考資料」の『7.「事業場内最低賃金」の算出方法』をご参照ください。第16回も同様です。

【「卒業枠」で補助金交付を受けた場合 】

④ 「常時使用する従業員の数（実績報告書提出時の直近1か月時点）」を入力してください。

⑤ 「常時使用する従業員の数（事業効果等状況報告期間の最終月）」を入力してください。

事業効果および賃金引上げ等状況報告方法（5/5）

➢ 入力画面（3/3）

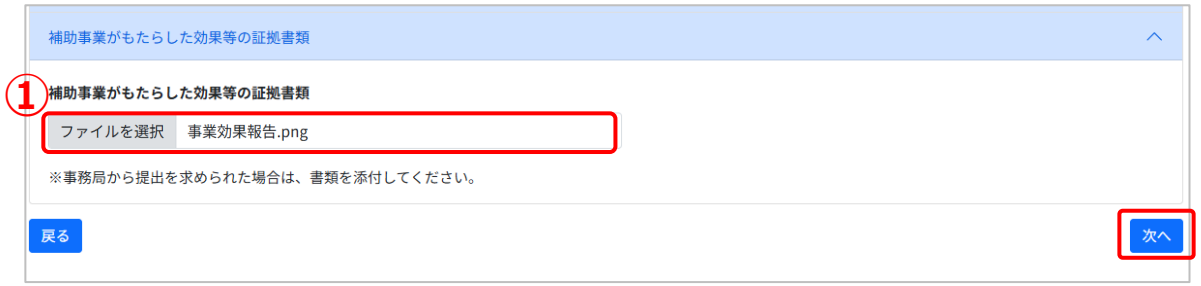

➢ 入力内容確認画面

添付書類は、事務局から求められた場合にご提出いただきます。

① 事務局から書類の提出を求められた場合は、こちらにアップロードしてください。

「次へ」を押下すると記載内容が一時保存され、入力内容確認画面へ遷移します。

② 入力内容確認画面で「提出する」を押下し、報告を完了してください。

◆ **各種申請の作成要否・提出期限については、交付規程をご確認ください。**

◆ **支援依頼先によって一部手順が異る場合がございますので、ご自身の支援依頼先が商工会・商工会議所のどちらであるかをご確認ください。**

◆ 本補助金の概要や制度の詳細、補助金内容のお問い合わせ先については、小規模事業者持続化補助金＜一般型＞のホームページをご参照ください。
商工会地区：https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
商工会議所地区：https://s23.jizokukahojokin.info/index.php

◆ 本手引きは、小規模事業者持続化補助金＜一般型＞申請システムにて「事業効果および賃金引上げ等状況報告」をするための手引きです。※画像はイメージのため今後変更となる可能性があります。

◆ 「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」の公募申請を紙で提出された場合は、交付決定後の申請も紙での申請となり、電子申請システムを使用することはできません。

◆ 電子申請の場合、各種通知はマイページ上でご確認いただけます。

◆ 動作環境は以下のとおりです。下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。
※Microsoft Edgeの「Internet Explorerモード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください

- ○ Windows :Google Chrome, Firefox, Microsoft Edge
- ○ Android :Google Chrome
- ○ iOS :Google Chrome, Safari
- ○ macOS :Google Chrome, Firefox, Safari

◆ アップロード可能なファイルの拡張子は以下の通りです。
pdf、zip、doc、docx、xls、xlsx、png、bmp、jpg、jpeg、heic、gif